

令和 7 年度 東京福祉大学同窓会 総会 次第（案）

はじめに

1. 会長挨拶
2. 現状報告
3. 活動報告
4. 理事等報告
5. 会計報告
6. 活動計画（案）
7. 予算（案）
8. 意見・質問など
9. その他

本総会次第の掲載期間

ご意見・ご質問の募集期限

意見等の募集方法

メールによる提出

1. 会長挨拶

さて、同窓会では心機一転組織の強化を考え、親睦を深めるための事業実施を検討中
でございます。また、タイムリーな情報を提供するためホームページの開設に取り組ん

でおります。卒業生、在校生に対しタイムリーな勉強会、研修会を実施できるよう研修事業等の充実を行ってまいりたいと思います。同窓生の同窓生による同窓会を築いてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

同窓会では意見を反映できるよう同窓会にご意見をお寄せください。また、同窓会活動にご協力できる方がいればご連絡お待ちしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. 現状報告

(1) 同窓会と東京福祉大学との軋轢について

同窓会は、発足当初は大学からの依頼を受け、有志を募って発足した組織でしたが、その後、卒業生と学校関係者の卒業生で構成され、大学と協力する形態に変わっていきしました。大学と同窓会の協力関係で在校生・卒業生に対してのイベントを実施してきたことは皆様のご存じの通りです。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により参集型の理事会開催が難しくなった頃、大学から同窓会に対する多額の寄付の要請がありました。

同窓会は、過去に、学校から多額の寄付が強要されたにもかかわらず、当該寄付の用途が不明となった経緯があったことから、大学に対し、今回の寄付の用途を説明するように求めました。これに対し、大学は、寄付の用途を説明することなく、新しい会長（以下「虚偽会長」いいます。）を選任したなどとして、虚偽会長のもと、大学が同窓会の通

帳や印鑑を保管していたことを奇貨として、大学の指示を無批判に受け入れるような同窓会活動を開始しました（以下「虚偽同窓会」といいます。）。

同窓会は、虚偽同窓会による同窓会資産の使い込みを回避し、また、同窓生のための同窓会の事業を取り戻すため、弁護士（弁護士法人関西法律特許事務所）に委任し、虚偽同窓会及び大学から同窓会活動の実権を取り戻す活動を行いました。

（２）虚偽同窓会及び大学に対する訴訟等について

同窓会が行った訴訟等の活動及び結果は以下のとおりです。

① 同窓会会長の地位確認等（東京地方裁判所令和３年（ワ）第 1361 号事件）

裁判所は、猪瀬が同窓会の会長であることを確認し、虚偽同窓会・大学及び虚偽会長らに対し、違法に占有していた銀行通帳等を同窓会に引き渡すことを命じました。

② 不当利得返還請求（東京地方裁判所令和４年（ワ）第 25472 号）

裁判所は、大学、虚偽会長及び虚偽同窓会の理事らに対し、虚偽同窓会が違法に大学に寄付した２億円を同窓会に返還することを命じました。

③ 損害賠償請求（東京地方裁判所令和５年（ワ）第 11094 号）

大学らは、猪瀬会長の名誉を侵害したことを認め、損害賠償として金 120 万円を支払う旨の和解をしました。

④ 損害賠償請求（東京地方裁判所令和６年（ワ）第 9823 号）

大学らは、同窓会の資産を恣に流用したことを認め、損害賠償として金 2000 万円

の支払義務があることを認める和解をしました。なお、同窓会は、大学の運営体制が健全化されたことを認め、大学との信頼関係回復の第一歩として、大学に対し、同窓会の業務の一部を業務委託しました。

⑤ 損害賠償請求（東京地方裁判所令和 5 年（ワ）第 33778 号）

裁判所は、大学の元理事長に対し、同窓会が被った損害の賠償として、同窓会に対し、解決金 500 万円を支払う義務があるとの和解を提示し、同窓会及び元理事長は、これを受け入れる見込みです。

3. 理事会開催状況の報告

東京福祉大学同窓会理事会を、以下のとおり ZOOM により開催しました。

令和 2 年度：2 回、令和 3 年度：4 回、令和 4 年度：6 回

令和 5 年度：7 回、令和 6 年度：8 回、令和 7 年度：1 回

（令和 7 年 4 月 29 日時点）

4. 理事等報告

- ・ 会長・・・猪瀬厚、
- ・ 理事・・・室橋正晃、小内雄貴、鈴木洋、根岸有紀子
- ・ 監事・・・龍飛鳥
- ・ 顧問・・・弁護士法人関西法律特許事務所

5. 会計報告

上記のとおり、虚偽同窓会及び大学から同窓会の資産を回復した結果、令和 7 年 3 月 31 日時点の同窓会の資産及び債務は、以下のとおりであり、純資産は 310,502,190 円です。

資産		金額	備考
預金	東和銀行 伊勢崎支店 普通 3086064	308,723,047	通帳（資料1）参照
預け金	三井住友銀行 大阪中央支店 普通 8129565	1,806,638	
合計		310,529,685	

債務		金額	備考
未払金	弁護士法人関西法律特許事務所	27,495	収支計算書参照
合計		27,495	

純資産	310,502,190
-----	-------------

6. 活動計画（案）

- ・研修会：1 回
- ・東京福祉大学同窓会理事会：年間 4 回

7. 予算（案）

項目	年間予算	内訳	備考
弁護士費用 （弁護士法人 関西法律特許 事務所）	1,200,000 円	月額 100,000 円	弁護士に委任した 業務に応じた費用

ホームページ 運営管理費	120,000 円	ひと月 10,000 円 ×12 ヶ月	管理先 ： 有限会社遊人舎
通信環境設定 費	30,000 円	ひと月 2500 円、 ×12 ヶ月	ZOOM 契約費
会議開催通信 費・事務費	200,000 円	開催頻度による	印刷費用、用紙代、 レターパックなど の通信用品
東京福祉大学 図書館利用関 係管理等委託 費	1,200,000 円	・ひと月 10 万円 ×12 ヶ月	図書館利用証発行 事務、 ・名簿管理を委託
研修開催費	100,000 円	令和 7 年度以降 に実施予定	講師、会場等
予備費	300,000 円		

8. その他